

## 特定事業主行動計画の取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画の取組の実施状況を公表します。

### 1. 女性管理職員(課長職以上)の割合

該当年度	平成27年度	平成28年度	平成32年度
割合	7.7%	7.7%	20%以上

#### 《取組内容》

- ・入庁3年以内の女性職員と三役との意見交換会を実施し、採用後のフォローアップを行った。
- ・女性職員を外部研修(自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー等)へ積極的に参加するよう周知した。